

入札説明書に関する質問回答表

「神戸大学(六甲台2)総合研究棟(農学系)改修施設整備等事業 入札説明書等」に関する質問回答表

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	○	(○)	○	○	加		
1	入札説明書	施設の概要	3	6	4	1	2	-	現状の棟毎の各階面積表があればご提示下さい。	別紙に提示します。
2	入札説明書	事業範囲	4	6	4	2	-	ア	耐震改修(計画通知免除の場合あり)+棟内引越しなら計画通知不要との指導も行政庁によっては有りますが、本事業への適用は可能ですか。理学部・工学部の事例がありましたら、ご教示ください。	本事業においては、A棟中央部のライトコートは2階部分、3階部分を床面として改造し、屋上にはトップライトを設ける。玄関ホールは吹き抜けとすることを計画しており、このため増築となるため計画通知は必要と考えます。
3	入札説明書	事業範囲	4	6	4	2	-	ア	関係行政庁の指導による工事は、本事業に含まれないと考えてよろしいですか。	本事業範囲に含まれるものとします。
4	入札説明書	事業範囲	4	6	4	2	-	ア	本質疑NO. 3の回答が「含まれる」という結果になる場合、入札前に関係行政庁との協議を行いたいと考えます。既に神戸市からは「大学様が窓口になるべき」とのコメントも頂いておりますが如何ですか。	入札前の関係行政庁との協議は、応募者判断でご対応願います。入札以前に大学が窓口となり関係行政庁との協議を行うことは予定していません。
5	入札説明書	著作権	14	I	13	(8)	1)		「…大学は入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できる」とあります。確認ですが、契約に至った提案書類についても、大学は事業者に無断で使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	契約に至った入札提案書類については、大学は民間事業者の選定に関わる公表時に入札提案書類の全部又は一部を無償で使用します。また、大学はその他本事業に関し必要と認めるときにも契約に至った入札提案書類の全部又は一部を無償で使用しますが、これらの場合において入札参加者の承諾を得ることは予定しておりません。
6	入札説明書	特別目的会社の設立	17	I	20				選定事業者の所在地について、特に大学からのご指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	入札説明書	事業契約の締結	17	I	21	(1)			平成18年3月31日までに事業契約を締結するとありますが、事業者としては事業契約を締結するまでに、SPCの設立手続、履行保証保険の付保準備、設計契約・工事請負契約等の締結準備等、多くの作業が発生します。スムーズに本事業を開始するためにも、基本契約から事業契約までの具体的なステップとそのスケジュールについてお示しいただければと存じます。	スケジュールについては、落札者の決定・公表時にお知らせ致します。なお、本事業では平成18年3月31日までに事業契約を締結する必要があるため、基本協定書の締結後、早急に事業契約内容の協議に入ることを予定しています。
8	入札説明書	事業契約の締結	17	I	21	(4)			選定事業者が事業契約を締結しない場合、大学は違約金を請求できる旨規定されていますが、①基本協定書第8条(双方が支出した費用は各自の負担すること)に対して違約金を請求する根拠、②請求できる場合と請求できない場合を具体的な例、以上2点について明示お願いします。	①については、大学が落札した入札参加者に対して違約金を請求することができるよう、基本協定書第8条を修正します。 ②については、大学は、大学の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されない場合には違約金を請求しないものをご理解ください。 そのため、基本協定書第8条については以下のように修正致します。 「第8条 平成18年3月31日までに事業予定者が事業契約を締結しない場合、甲は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を乙に請求することができるものとする。 2 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、前項に規定する違約金を除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。」
9	入札説明書	事業期間中の選定事業者と大学の関り	22	II	4	(2)	2)		確認ですが、「大学と建設会社との間で直接連絡調整を行なった事項」については、大学が、選定事業者に報告するとの理解でよろしいでしょうか？	ご指摘のとおり、大学から選定事業者に連絡を行いますが、正確性の確保のため、大学と直接連絡調整を行った建設会社等からもその内容等を選定事業者へ報告・連絡・協議等を行い得る体制を確保して下さい。
10	入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法	サービス購入費の構成	2	2	(1)				「その他施設整備に関して初期投資と認められる費用」には、以下の費用を含めてよろしいでしょうか？ ・事業者の弁護士費用 ・印紙税 ・保険料 ・維持管理開始日までの事業者の一般管理費 ・本件施設の引継ぎ手続にかかる費用	ご理解の通り、会計的に初期投資として含めることが可能な費目については、初期投資に含めて下さい。

11	入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法	維持管理費相当 運営費相当	3	2	(1)	2)	3)		維持管理費相当、運営費相当につきまして、第1回～第4回までの支払額は各業務の開始棟数に応じて順次増加するとありますが、どのように算定すればよいのでしょうか？(1月～3月分を5月に支払うなどの収支計画作成上の留意点を明示をお願いします。)	「入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の1頁目2.(1)の表および事業契約書別紙3を参照の上、算定願います。 維持管理業務については、棟毎に開始日が異なっています。運営については、業務毎に開始日が異なっています。
12	要求水準書	適用基準等	5	1	2	-	-	-	「基本的には下記基準類の最新版を適用すること。」とありますが、「厳守ではなく基本的」と理解し、「より効率の良い提案を優先できる」と考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。
13	要求水準書	施設の防災監視	7	2	2	8	1	-	「防災監視盤を1階警備室に設置し」とありますが、別添資料【資料3】改修計画(案)には、警備室が見当たりません。改修後は、A棟2階の事務室にて、終日監視すると考えてよろしいでしょうか。	改修後は警務員室を設けていないので、防災総合盤はA棟2階の事務室内に設置し、勤務時間内は農学部事務職員が対応、勤務時間外は理学部X棟1階の警務員室に移報する方法とします。
14	要求水準書	外部改修計画	13	4	4	5	-	-	ダストシュートは、開口部を閉鎖するのみの対応ではいけませんか。	要求水準書の計画通りとします。
15	要求水準書	構造改修計画	15	4	7	2	7	-	「神戸市確認申請の手引き」とは、「神戸市確認申請の取扱い基準」のことと考えてよろしいですか。	神戸市確認申請の手引き(2)取扱い基準編に従って下さい。
16	要求水準書	変電設備	17	4	8	1	1	-	「既設A棟電気室を廃止し、D等電気室を拡張し統合する。」とありますが、撤去する既設受変電機器のPCB(微量PCB含む)の処理は、大学側工事と考えてよろしいですか。	PCB(微量PCBを含む)については大学が分析調査を実施し、検査結果においてPCB(微量PCBを含む)が含有されていると判断された場合は、大学の指定する施設において保管します(保管施設案内図参照)。但し、運搬については事業者によるものとします。
17	要求水準書	変電設備	17	4	8	1	3	-	「既設A棟電気室を廃止し、D等電気室を拡張し統合する。」とありますが、各棟の改修工程や改修内容を考慮いたしますと、別添資料3に示される平面計画では、将来必要のない仮設の変電設備を設ける必要があります。これを回避するため、D101変電室をD102冷蔵実験室に位置変更し、かつ、E棟と同時期に改修したいと考えますがよろしいですか。	事業としては現位置にて行うものとします。
18	要求水準書	変電設備	17	4	8	1	3	-	「力率改善の採用などを行い」とありますが、キャンパス内の力率改善は特高変電所にて対応済とし、D棟電気室には必要ないものと考えますが、よろしいですか。	D棟電気室においての力率改善対策は必要とします。
19	要求水準書	動力設備	17	4	8	2	2	-	「防災電源(消火栓ポンプ)については消防法に基づいた仕様とする。」とありますが、非常用発電機による電源供給と解釈いたしますがよろしいですか。参考までに他棟に採用されている防災電源をご教示いただけますか。	本学においては、非常電源専用受電設備にて対応しています。
20	要求水準書	照明設備及びコンセント	18	4	8	4	6	-	「実験室のコンセントは3㎡から8㎡に1個の目安として設置する。」とありますが、実験機器の仕様(電源種別及び容量)及び数量、またその配置計画をご教示頂けますか。	現時点では要求水準書の内容を参考として下さい。
21	要求水準書	照明設備及びコンセント	18	4	8	4	7	-	「廊下・階段においては計画停電時に使用できる回路として保安照明の導入を図る。」とありますが、自主設置にて非常照明器具を設置する計画でよろしいでしょうか。	法定の非常照明とは異なります。計画停電時に仮設発電機を接続してE棟の廊下及び階段、D棟電気室を点灯できるようにするものです。(仮設発電機は別途とする。)
22	要求水準書	情報通信設備	20	4	8	7	1	-	「グループ内での相互式」とありますが、別添資料4に示される10室に対し、グループの詳細をご教示願います。	インターホンは、緊急時に教室から事務室に連絡することを目的としており、双方向(事務室に親機、教室に子機を設置)での通話ができるものでよい。
23	要求水準書	情報通信設備	20	4	8	7	1	-	「一斉呼び出し機能付き」とのありますが、具体的にどこからどこに対して行うのかご教示願います。	事務室(親機)から各教室(子機)への緊急連絡等を想定しています。
24	要求水準書	情報通信設備	20	4	8	7	3	-	「AV設備については既設の再利用を図る。」とありますが、具体的にどの部屋に対し、どれだけのAV機器が再利用できるのかご教示願います。	AV機器の再利用は以下の通りです。 (B101)・電動スクリーン1台、・操作卓1台、・スピーカー4台、・プロジェクター(天井吊り)1台 (C101)・電動スクリーン1台、・操作卓1台、・プロジェクタ(天井吊り)1台、・スピーカー2台
25	要求水準書	防災設備	20	4	8	8	6	-	「法令上必要な場所に非常照明、誘導灯の設置を行う。」とありますが、対象建物基本的に必要ないと考えておりますので、本質疑NO. 21に示す、自主設置の計画でよろしいですか。	法令上不要であれば非設置とします。 ただし、C棟については公開講座等を行っており一般市民等が多数来場するため、停電等の不測の場合に備え非常照明、誘導灯の自主設置が望ましい。

26	要求水準書	その他	20	4	8	10	1	-	「各棟ごとで使用電気の計測ができるようにする。」とありますが、計測は現地の機器目視による計測を可能とする形でよろしいですか。	ご理解の通りです。
27	要求水準書	給排水・衛生設備	22	4	9	1	1	ア	既存(更新又は新設含む)受水槽の清掃は、第1回目の回答で、維持管理業務の範囲とすると記載されましたが、＜様式66-1＞入札金額内訳書のどの項目に該当するのでしょうか。ご教示願います。	設備保守管理業務とします。
28	要求水準書	排水設備	23	4	9	1	2	-	「F棟の実験流し50台の数量を見込んだ上」とありますが、事業者は中和・曝気槽はその容量を見込んで整備し、F棟からの実験排水管工事は事業対象外と考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。
29	要求水準書	排水設備	23	4	9	1	2	-	「棟毎にpH監視し、中和・曝気槽に接続して一括処理し排出基準を越えないようにする。(pH監視記録は大学側がLANにて監視盤に表示できるようにする)」とありますが、処理装置室内の監視盤にLAN接続端子を設けておき、LAN配線・配管は事業対象外と考えてよろしいですか。	ご理解の通りですが、棟毎にpH監視をするpH計にはLAN接続が出来る機能が付加されている事が必要です。ただし、配管用スリーブは本事業範囲に含まれるものとします。
30	要求水準書	その他	25	4	9	5	2	-	仮設が必要と思われる設備の補足として、E棟塔屋設置の市水高置水槽及び雑用水高置水槽の更新時には同一箇所に水槽設置スペースがありませんので、仮設高置タンクと6階EV棟、B棟便所用に仮設加圧給水ポンプの設置が必要となります。	ご理解の通りです。ただし、雑用水高置水槽については供給管に減圧弁を設置し、直圧とすることによって仮設高置タンクは不要と思われます。
31	要求水準書	その他	25	4	9	5	3	-	「空調設備の消し忘れ防止のため一般事務、研究・セミナー、教室・講義、学生実験室、多目的会議室の各スペースの系統は遠方でも監視できるようにする。」とありますが、監視場所はA棟2階事務室と考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。
32	要求水準書	実験スペース	28	4	3	-	3	カ	「個別スイッチ(研究室ゾーンによる一括停止を可能とする)」とありますが、一括停止は本質疑NO. 31とリンクするものと理解し、A棟2階事務室に集約してよろしいですか。	ご理解の通りです。
33	要求水準書	実験室スペース	29	5	3	-	3	-	「特殊空調は、一般空調の条件より精度を高めた条件設定とし、事業範囲外とする。例としてア〜エ」とありますが、これらの特殊空調は、事業者側工事との工事区分調整は発生しないものと考えてよろしいですか。	電源工事及び建築仕上り工事との調整が発生すると考えています。
34	要求水準書	実験室スペース	29	5	3	-	3	-	「大学側設置のドラフトチャンバーは最寄まで供給し」とありますが、給気装置及び給気装置一次側ダクトは大学側工事、給気装置接続を除く二次側ダクトは事業者工事と考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。
35	要求水準書	実験室スペース	29	5	3	-	3	-	「特殊ガス配管・真空配管・圧縮空気配管はすべて事業範囲外とする。ただしスペース確保は事業者側工事。」とありますが、場所・大きさをご教示願います。	PSに5本分の配管スペースのみを確保するものとします。
36	要求水準書	設備保守管理業務	53	4	2	-	-	-	運転監視業務、日常巡視点検業務、定期点検・測定を行う設備員は、現在何処の部屋で監視しているのでしょうか。また、改修後は、何処を監視拠点にするのでしょうか。	改修後は、特高受変電所の1F監視室を監視拠点とする予定です。
37	要求水準書	清掃業務	56	5	2	-	-	-	現在、清掃員の休憩所は、何処にあるのでしょうか。また、改修後についても、現状を踏襲できるものと考えてよろしいでしょうか。	現在は、A棟1階の旧警務員室を控室としているが、改修後は別の用途に使用するため、A棟改修中、改修後の控室はE棟からF棟の廊下横の倉庫を控室とする予定です。
38	要求水準書	情報処理教育用端末管理支援業務等	59	3	1	1	1	ア	運営期間は、運営開始日(平成19年4月1日)となっておりますが、D棟改修後(平成19年10月16日)から業務開始と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書別紙3では、他の運営業務を含めて記載していますので、運営開始日(平成19年4月1日)と記載しています。情報処理教育用端末管理支援業務等については、「入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の1頁目2.(1)の表に記載の通り、平成20年4月1日からの業務開始としております。
39	要求水準書	情報処理教育用端末管理支援業務等	59	3	1	1	3	-	農学部教務学生係に常駐とありますが、別添資料【資料3】改修計画図(案)のどの部屋に該当するのでしょうか。ご教示願います。	A棟2階事務室内の教務学生係のスペースに準備する予定です。
40	要求水準書	情報処理教育用端末管理支援業務等	61	3	3	2	-	-	現在、警備員の休憩所は、何処にあるのでしょうか。また、改修後についても、現状を踏襲できるものと考えてよろしいでしょうか。	資料7-3のとおり、仕様区分ごとの提供施設が休憩所となり、現状を踏襲し変更はありません。

41	別添資料4	電気関連備考欄 器の説明	AV機	2	-	-	-	-	-	備考欄の＊○に対する仕様の説明に対し、大学様で持ち込まれる機器が、どれにあたるのか明確に分からない状態です。持ち込みされる機器（既設流用も含む）をご教示願います。	現時点では、A～Dの内容を想定しています。
42	別添資料4	電気関連備考欄		2	-	-	-	-	-	電気関連備考欄に「学内放送スピーカー」及び「校内放送」という記載がありますが、要求水準書に示される「非常放送設備」のことと理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。
43	別添資料4	壁仕上げ仕様		5	-	-	-	-	-	D棟2階、食料生産環境工学科学生実験室の壁のEP塗装（反響防止）とは、「吸音用穴明き石膏ボード貼」で対応する予定ですが、よろしいですか。	左記の対応で結構です。
44	別添資料4	生活排水流し、雑用水		5～9						生活排水流しに雑用水を接続する仕様(市水なし)となっている室がございますが、市水は不要と考えてよろしいでしょうか。室番号D204、D303、D404、D404-1、E217、E218、E351、E406、E415、E416、E458、E606、E609、E657	ご理解の通りです。
45	別添資料4	電気関連備考欄		6～9	-	-	-	-	-	電気関連備考欄に「保安電源」という記載がございますが、要求水準書からには示されていません。保安電源は、事業範囲外と考えてよろしいですか。	保安電源装置は本事業範囲外とします。ただし、保安電源用コンセント及び配電函、配管配線工事は本事業範囲に含まれるものとします。
46	別添資料4	生活排水流し		8	-	-	-	-	-	E棟5階学部共通冷蔵室及び植物栄養学機器室には生活排水流し設置とありますが、給水(市水・雑用水)が明示されていません。市水を供給すると考えてよろしいでしょうか。	両室ともドレインの排水のみであり、上水道の供給は不要です。
47	様式集	様式63								消費税を考慮しない金額を記入するとのご指示ですが、(その1)については消費税を考慮しない金額を記入し、(その2)(その3)については、消費税欄に各消費税額を記入する、ということでしょうか？	ご理解の通りです。
48	様式集	様式63								千円単位との指定がある様式については、千円単位の四捨五入でよろしいでしょうか？ Excelファイルとしては1円単位までの数字を持ち、表示上は四捨五入の千円単位とすればよろしいのでしょうか？	Excelファイルとしては1円単位までの数字を持ち、表示上は四捨五入の千円単位として下さい。
49	事業契約書(案)	整備に伴う近隣調整		12	第19条	第4項				「事業者は、自己の責任及び費用において、近隣調整を行なう」とありますが、ここで言う「近隣調整」とは、同条第2項に規定される「騒音、悪臭…を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応」を意味するとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
50	事業契約書(案)	サービス購入費の支払		23	第48条	第6項				「事業者は…前項記載の通知を受領しない限り、かかる請求書の提出できない」とありますが、大学が通知期限（業務報告書提出後14日以内）を過ぎても業務確認の結果を通知しない場合は、業務確認の結果がなされたものとして、事業者は満額の維持管理費相当および運営費相当を請求できる、との趣旨の規定を追加していただきたいと存じます。 もし原案のままならば、大学の通知遅延に起因してサービス購入費の支払が遅れた場合、第81条に基づく遅延利息が発生するものと理解しております。	ご指摘の事項については、落札者決定後の選定事業者との協議において検討致します。
51	事業契約書(案)	協議及び追加費用等の負担		29	第63条	第2項				大学が事業者に「法令変更に対する対応方法」を通知する際には、当然にその合理性も示されるものと理解しております。	ご意見として承ります。
52	事業契約書(案)	協議及び追加費用等の負担		31	第66条	第3項				不可抗力により整備期間の延長が生じた場合の追加費用・損害の負担方法につきまして、第29条第3項と第66条第3項との関係についてご教示下さい。	第29条第3項は施設整備に係わる期間延長による施設整備に関する費用の負担について規定するものであり、第66条第3項は維持管理または運営に関する遅延による維持管理または運営に関する費用及び損害の負担について規定するものです。
53	事業契約書(案)	通知方法		35	第84条	第7項				「事業者が共同企業体を結成している場合」及び「共同企業体の代表者」とは、具体的にどのようなことを指すのですか？	第7項については削除します。
54	基本協定書	事業契約		1	第5条	第2項				「…事業契約書(案)の文言に関し…趣旨を明確化する」とありますが、趣旨を明確化するために事業契約上の文言を修正していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

55	基本協定書	事業予定者の設立	2	第6条	第4項					[各構成員／出資者] [協議に応じることができる。／承諾するものとする。]との記載がありますが、落札者がどちらかの文言を選定できるという意味でしょうか？2つめの[]については、ぜひとも[承諾するものとする。]としていただきたいと存じます。	[]記載内容の選択については、基本協定書締結時に落札者と大学の協議の上、確定することにいたします。
----	-------	----------	---	-----	-----	--	--	--	--	--	--